

議案第 6 4 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 7 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 会計年度任用職員制度の導入等に係る地方公務員法等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「に定める」を「に規定する」に、「及び教員」を「、副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

第2条第2項中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改める。

第13条に次の1項を加える。

5 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要する者に限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第15条第1項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要する者に限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

第18条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員等」に改め、同条中「臨時的に任用される職員」を「育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要する者を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。